

堺市民芸術文化ホール  
レストラン運営を中心とした賑わい空間活用業務  
協定書（案）

平成29年●月

公益財団法人堺市文化振興財団

## 目 次

### 第1章 総 則

### 第2章 本業務の範囲と実施条件

### 第3章 本業務の実施

### 第4章 備品等の取扱い

### 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

### 第6章 経費、収入、納付金等

### 第7章 任意提案事業

### 第8章 損害賠償及び不可抗力

### 第9章 運営期間の満了

### 第10章 運営期間満了以前の協定解除等

### 第11章 その他

(協定書別紙1) 年度業務計画書項目一覧

(協定書別紙2) 業務報告書項目一覧

(協定書別紙3) 月例報告書項目一覧

(協定書別紙4) リスク分担表

(様式1) 報告書

(様式2) 業務責任者届

(様式3) 監督員通知書

(様式4) 第三者への一部業務委託承認申請書

(様式5) 施設・備品関係申請書

(様式6) 任意提案事業申請書

(様式7) 任意提案事業報告書

別紙：堺市民芸術文化ホールレストラン運営を中心とした賑わい空間活用業務仕様書

(以下「本業務」という。)に関して、公益財団法人堺市文化振興財団(以下「甲」という。)と●●●●●●(以下「乙」という。)との間で、以下のとおり、この協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本協定は、本業務の遂行に関し、乙が運営パートナーとして決定されたことを確認し、相互に協力し、本業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性の趣旨の尊重)

第2条 乙は、ホールの設置目的など本業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 甲及び乙は、本協定や関係法令等を遵守し、本業務を遂行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次のとおりとし、本協定に定めがない場合は、本業務の実施に関して甲が作成し、平成29年1月●●日に公表又は配布された募集要項において定められた用語の定義による。

(1) 「募集要項」とは、本業務の実施に関して甲が作成し、平成29年1月●●日に公表又は配布された募集要項をいう。

(2) 「募集要項等」とは、募集要項並びに募集要項に添付された選定基準、協定(案)、提案様式集その他添付資料及びこれらについて募集要項の公表又は配布と同時又は事後に行われた甲による補足説明の総称をいう。

(3) 「募集要項等に関する質疑回答書」とは、募集要項等に関して提出された質問に基づき甲が作成し平成29年1月●●日に公表した回答書をいう。

(4) 「企画提案書等」とは、乙が募集要項等の規定に従い甲に対して提出した本業務に関する企画提案書及び当該企画提案書を詳細に説明する目的で作成して甲に提出した説明又は補足文書の一切を総称していう。

(5) 「運営管理施設」とは、本業務の事業地のうちのレストランをいう。

(6) 「備品等」とは、堺市が運営管理施設に設置した器具備品等をいう。

(共通事項)

第6条 この基本協定に関する甲乙間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為(以下この条において「通知等」という。)は、特別に定める場合を除き、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等について口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有するものとする。

(対象物件)

第7条 本業務の対象となる物件は、運営管理施設及び備品等、ホールに整備される大ホールビューッフェコーナーからなる。また、乙が作成する年度業務計画書にて計画し、甲の承認を得た事業地も本業務の対象となる。運営管理施設の詳細は、募集要項等に記載のとおりとし、備品等の詳細は、別途定める備品リストのとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって運営管理施設及び備品等を管理しなければならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成36年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかに特別な事情のある場合は、甲乙協議の上、この期間を変更することができる。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

(乙が行う業務の範囲)

第9条 乙が行う業務の範囲、細目は「堺市民芸術文化ホールレストラン運営を中心とした賑わい空間活用業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)堺市が設置した設備、初度調弁の備品の修繕業務。ただし、乙の管理上の瑕疵による損傷は含まない。

(2)運営管理施設の利用者に対する駐車場料金の一部負担業務。ただし、甲の負担区分は甲乙協議の上、定めるものとする。

(3)前各号に掲げるもののほか、前条に規定した乙による本業務の範囲外の業務

(業務の実施条件)

第11条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない仕様、条件は、仕様書に示すとおりとする。

(仕様書の変更)

第12条 甲及び乙は、協定締結後に仕様書を変更する必要があるときは、双方による協議を行うものとし、双方が合意したときは、仕様書を変更することができる。

(業務範囲及び内容の変更等)

第13条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって、本業務の範囲及び内容の変更又はその全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲又は内容の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

## 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第14条 乙は、本協定、募集要項等及び仕様書及び年度業務計画書のほか、条例及び関係法令等に基づいて本業務を実施するものとする。

2 乙は、前項に掲げる本協定その他の書類に定める内容に不適合又は未達成とならないよう実施に

万全を期すものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により不適合又は未達成となったときは、この限りでない。

(優先関係)

第15条 本協定の記載と、募集要項等、募集要項等に関する質疑回答書又は年度業務計画書との間に内容の矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、募集要項等に関する質疑回答書、年度業務計画書の順に解釈が優先されるものとする。ただし、年度業務計画書において仕様書を上回る水準が明記されている場合は年度業務計画書に示された水準によるものとする。

(人材の確保等)

第16条 乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、適切な業務執行体制を維持しなければならない。法令等により資格（免許）等を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。

2 乙は、本業務の適正な執行に必要となる知識・技能の習得、資質向上等のため、研修（人権研修を含む。）を実施し、人材の育成に努め、利用者サービスの質の維持向上に努めるものとする。

3 乙は、年度業務計画書に基づき、必要な人員を配置するものとし、従業員の研修を実施したときは、報告書（様式1）により甲に報告しなければならない。

(業務責任者)

第17条 乙は、本業務の実施に当たって業務責任者を定め、その氏名を業務責任者届（様式2）により、甲に報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、本協定の履行に関し、その運営及び管理監督を行うほか、仕様書の変更、本協定の有効期間の変更、納付金の変更、本業務関係者に関する措置請求並びに本協定の解除に係る権限を除き、本協定に基づく乙の一切の権限を行使するものとする。

(監督員)

第18条 甲は、本協定の履行に関し、甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定め、その氏名を監督員通知書（様式3）により、乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本業務の実施状況の監督及び調査
- (2) 本業務への立会及び指示
- (3) 本業務の実施についての乙又は乙の業務責任者に対する指示
- (4) 本協定等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(一部委託等)

第19条 乙は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に第三者への一部業務委託承認申請書（様式4）により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることができる。この場合において、当該業務に関し、その履行及び関係法令の遵守は乙の責任において確保することとし、当該委託先からさらに再委託し、又は再請負させてはならない。

3 乙は、第2項の規定により、第三者に委託し、又は請負させた場合は、当該委託先との委託契約書等の写しを甲に提出するものとする。また、法令等により資格（免許等）を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。

4 乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の

規定による入札参加停止の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第2条第1項第4号及び第5号に該当する者を受託者又は請負人としてはならない。

- 5 乙は、第2項に規定する一部委託先が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号、以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

（不当介入等に対する措置）

第20条 乙は、この協定の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴対法第2条第2号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

- 2 乙は、第19条第2項の規定により、本業務の一部を第三者に委託し、又は請負させた者（以下「請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、請負人等に対して警察に通報するよう指導しなければならない。

- 3 乙は、第1項又は前項に定める報告及び通報により、甲及び堺市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

（原状の変更等）

第21条 乙は、運営管理施設及び備品等の原状を変更してはならない。ただし、甲に対し、あらかじめ施設・備品関係申請書（様式5）により原状変更について申請し、その承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲から貸与を受けた備品等の設置場所を変更してはならない。ただし、甲に対し、あらかじめ施設・備品関係申請書（様式5）により設置場所の変更について申請し、その承認を得た場合は、この限りでない。なお、設置場所の変更が軽易なものと甲が判断した場合は申請書による申請を省略することができる。

- 3 乙は、本業務の実施に際して、運営管理施設内に器具機械等の設置が必要な場合は、あらかじめ施設・備品関係申請書（様式5）により器具機械等の設置について申請のうえ承認を得なければならない。

（運営管理施設の補修等）

第22条 運営管理施設の大規模な改修、運営管理施設の構造耐力上主要な部分（基礎、柱、梁等）の補修、運営管理施設の予防保全に係る経費については、堺市及び甲の負担とする。ただし、乙の責に帰する事由によって必要となった経費は、乙の負担とする。

（臨機の措置等）

第23条 乙は、災害防止その他の緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、乙は、その措置の内容を直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして含めることが適当でないと甲が認めた部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法について

は、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 乙は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、甲に報告するとともに、緊急時の対応に従業員に指導しなければならない。

(事故対応及び利用者保護等)

第24条 乙は本業務の実施にあたって、事故が発生した場合は、乙の自己負担により適切な対応及び処置(損害賠償を含む)を行うものとする。

- 2 乙は、事故が起こらないよう普段より安全対策の措置(食中毒、伝染病の対策を含む)を講じることとする。

- 3 事故の対応及び処置を行ったときは、速やかに一次対応を行い、甲に口頭にて報告すること。その後、速やかに報告書(様式1)により甲に報告しなければならない。

- 4 乙は、利用者等から要望及び苦情(以下「要望等」という。)が出た場合は、適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決に努めるものとし、要望等の対応を行ったときは、速やかに報告書(様式1)により甲に報告しなければならない。

(機密保持)

第25条 機密情報とは、有形無形を問わず、本業務に関連して甲及び乙から相手方へ提供された運営上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。

- 2 甲及び乙は、相手方から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。

- 3 甲及び乙は、機密情報について、本協定の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けなければならない。

- 4 本条の規定は、本協定の期間満了後も有効に存続する。

(文書管理等)

第26条 乙は、本業務を行うにあたり作成又は取得した文書(この条において「施設文書」という。)について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、甲が指示する期間(次項において、「保存期間」という。)当該文書を保存しなければならない。

- 2 乙は、保存期間が満了した施設文書を廃棄しようとするときは、甲の承認を得るものとし、甲の指示に従って確実に処分するものとする。

- 3 乙は、運営期間の満了時又は運営パートナーを取り消されたときは、施設文書を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、当該文書の取扱いについて、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

#### 第4章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第27条 甲は、別途定める備品リストに示す備品等を、無償で乙に使用させるものとする。

- 2 乙は、運営期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

- 3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

- 4 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達することにより補償しなければならない。

(乙による備品等の購入)

第28条 乙は、任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「特別備品」という。)

なお、特別備品を購入又は調達するときは、あらかじめ施設・備品関係申請書(様式5)により特別備品の設置について申請のうえ承認を得なければならない。加えて、特別備品を購入又は調達した後は、乙は帳簿を設ける等により、明確に整理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(年度業務計画書等の提出)

第29条 乙は、毎年度、年度ごとに行う業務等について、年度業務計画書及び収支計画書及びその他甲が指定する計画等の書類(以下「年度業務計画書等」という。)を作成し、甲に提出してその承認を受けなければならない。(内容は協定書別紙1のとおり。)

2 乙は、甲に提出した年度業務計画書等の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、年度業務計画書等に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

(業務報告)

第30条 乙は、毎年度終了後、甲が定める業務報告書(内容は協定書別紙2のとおり。)を年度終了後●●日以内に甲に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において協定解除されたときは、その解除した日から起算して60日以内に、解除された日までの間の事業に係る業務報告書を提出しなければならない。

2 乙は、本業務に関する月例報告書(内容は協定書別紙3のとおり。)を毎月作成し、翌月15日までに甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2項に規定する報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面又は口頭による説明を求めることができる。

(立会、報告、調査等)

第31条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施に立会うことができる。

2 乙は次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1)本業務の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2)本業務の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3)乙と金融機関との取引が停止となったとき。

(4)乙が本業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき。

(5)乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。

(6)定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他乙において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

3 甲は、本業務の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求めることができる。又は本業務

の実施について実地に調査することができる。

- 4 乙は、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(改善指示)

第32条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の本業務の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な業務の改善や是正の指示（以下次項において「改善指示」という。）をすることができる。

- 2 乙は、前項に定める改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

(経営状況の確認)

第33条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法（平成17年法律第86号）その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙の毎事業年度終了後90日以内に甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の提出書類の内容等について、疑義がある場合、乙に対し説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲から求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(市税等の納税調査)

第34条 甲は、運営期間中において毎年度、乙の市税等の納税状況について調査するものとする。

- 2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。

(評価及び対応)

第35条 乙は、本業務に関する利用者の意見や要望を把握し、本業務に反映させるため、利用者を対象としてアンケート等による意見聴取を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により実施した意見聴取の結果を集計し、甲に対し当該集計結果並びに乙による分析及び評価等が記載された報告書（様式1）を提出するものとする。
- 3 甲は、運営期間中において、必要に応じて本業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、乙は合理的な範囲でこれに協力するものとする。
- 4 甲は、前項のモニタリングによる本業務の実績の確認及び評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、前項に定める指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

## 第6章 経費、収入、納付金等

(運営管理に係る経費)

第36条 乙は、原則として、本業務を行うにあたっての全ての経費を負担することとする。なお、甲は、乙に損失が生じた場合でも補てんは行わない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、第10条に規定する経費の負担をするものとする。加えて、乙が年度業務計画書に計画し、甲の承認を得た運営管理施設以外の事業地で発生する光熱水費は甲が負担する。

(収入)

第37条 乙は、本業務によって得られる収入の全てを収受する。

2 メニュー等の料金は、乙が事前に甲の承認を得て定めるものとする。この場合において、その料金は、一般市場価格等を参考に考慮しなければならない。

(納付金)

第38条 乙は、甲がホールを活用して行う優れた舞台芸術を鑑賞する機会の提供や次世代の芸術文化を支える人材を発掘する環境づくりの活動あるいはまちの賑わいに寄与する取り組みの運営パートナーとして、これに係る経費の一部を納付金として、甲に支払うこととする。

2 納付金の金額は、運営管理施設がオープンした月を含む12か月間は月額金100,000円とする。

3 13か月目以降の納付金の金額は、本業務に係る全ての売上げの当初10か月間の月額を勘案したうえで、月額売上げの5%相当額の範囲内で、甲と乙が協議を行い、定めるものとする。

4 乙は、前2項に規定する月額の納付金を甲が指定する銀行口座へ翌月末までに、振込により支払うものとし、振込にかかる手数料は乙の負担とする。

(納付金の改定)

第39条 甲又は乙は、双方いずれかの申し出があれば、納付金の金額の改定に関する協議を行うことができるものとする。この協議の申し入れがあった場合は、双方いずれも誠実に対応するものとする。

(遅延利息)

第40条 乙は、甲に対し、本協定に基づき支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、当該未払金につき、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、堺市財産規則第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合により計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てた金額)の遅延利息を支払わなければならない。

(保証金)

第41条 乙は、本協定締結後、30日以内に保証金として金1,000,000円を甲に預託しなければならない。

2 保証金は、損害賠償額の予定又はその一部として解釈しないものとする。

3 甲は、保証金につき、本協定が終了し、乙が甲に対し、運営管理施設を原状回復して明け渡したのち、乙の甲に対する残債務一切の額を控除した後に残額があればその残額を、乙の請求により、速やかに乙に返還するものとする。この場合、甲は乙に対して、あらかじめ控除する債務の額について、当該控除額の内訳を明示した書面をもって、通知しなければならない。なお、保証金には利息は付さない。

4 甲は、乙が甲に対する金銭債務を履行しないときは、乙に対する何らの催告なく、いつでも保証金から充当することができる。この場合、乙は、甲から請求があるときは直ちに、充当による不足額を甲に預託しなければならない。なお、乙は、本協定の継続中は、保証金をもって納付金の債務の支払いに充てることはできない。

(本業務の経理)

第42条 乙は、自ら定める経理規程に基づき、本業務の実施に係る経費を適切に管理しなければならない。乙は、本業務に係る損益状況及び資金の保有状況について、独立の帳簿を設ける等により、明確に整理するとともに、甲の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

## 第7章 任意提案事業

(任意提案事業)

第43条 乙は、第9条に掲げる業務に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により任意提案事業を実施することができる。

(任意提案事業申請書)

第44条 乙は、前条の規定により、任意提案事業を実施しようとする場合は、甲に対して任意提案事業申請書及び収支計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。実施する施設によっては使用許可の手続きが必要となる。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

2 乙は、運営期間中、年度業務計画書等で承認を受けた任意提案事業以外で、新たな任意提案事業を実施する場合は、任意提案事業申請書(様式6)により申請し、事前に甲の承認を得て実施するものとする。

3 乙は、甲に提出した任意提案事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(任意提案事業に係る経費等)

第45条 乙は、本業務と任意提案事業を区分し、各々の収支を本業務の収支とは別に管理するものとする。

2 任意提案事業の実施において、乙に損失が生じた場合は、甲はこれを補填しない。

(任意提案事業における立会、報告、調査等)

第46条 甲は、必要があると認めるときは、任意提案事業の実施に立会うことができる。

2 乙は次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1)任意提案事業の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2)任意提案事業の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3)その他乙において任意提案事業の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

3 甲は、任意提案事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求めることができる。又は任意提案事業の実施について実地に調査することができる。

4 乙は、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(任意提案事業の改善指示)

第47条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の任意提案事業の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な事業の改善や是正の指示(以下次項において「改善指示」という。)をすることができる。

2 乙は、前項に定める改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

(任意提案事業報告書)

第48条 乙は、毎年度終了後、任意提案事業報告書(様式7)を年度終了後●●日以内に甲に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において運営パートナーの協定を取り消されたときは、その取消の日から

起算して60日以内に、取り消された日までの間の事業に係る任意提案事業報告書を提出しなければならない。

## 第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第49条 乙は、故意又は過失により運営管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(損害の負担)

第50条 乙は、本業務及び任意提案事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、甲又は当該第三者にこれを賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が、乙の責に帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、乙は当該賠償額及びその賠償に伴い発生した費用の補償を甲に行うものとする。

(保険)

第51条 本業務の実施にあたり、乙は必要となる保険に加入するものとする。火災、盗難等により乙が損害を受けた場合でも、甲は、甲の過失による場合を除き、賠償責任を負わない。また、乙は、イベント実施にあたり、必要に応じて随時加入するイベント傷害保険等に加入するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第52条 乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第53条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙とで協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第54条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(不可抗力による業務の解除)

第55条 特に災害その他やむを得ない不可抗力の場合は、甲乙協議の上あるいは協議しえない状況においては、ただちに全部又は一部の業務を解除できるものとする。

(リスクの分担)

第56条 甲及び乙は、本協定に特別の定めがある場合を除き、本業務の履行にあたり協定書別紙4に定めるリスクの分担をしなければならない。

## 第9章 運営期間の満了

### (原状回復義務)

第57条 乙は、運営期間が満了したとき又は運営パートナーを取り消されたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により、運営管理施設及び備品等を運営開始日時点の原状に回復し、甲に対して運営管理施設を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は運営管理施設の原状回復は行わずに、甲又は甲の指定するものに引き継ぐものとする。

3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく、甲の指定する期日までに運営管理施設を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって運営管理施設の原状回復を行うことができるものとし、第41条に規定する保証金を充当できるものとする。この場合においては、乙は、甲の原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

### (備品等の取扱い)

第58条 乙は、運営期間が満了したとき又は運営パートナーを取り消されたときの備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等については、乙は、甲の指定する期日までに甲に対して引き渡さなければならない。

(2) 乙が設置した特別備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

## 第10章 運営期間満了以前の協定解除等

### (甲による協定の解除等)

第59条 甲は乙が、次の各号に該当するときは、何らの催告もなく、本協定の全部若しくは一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、募集要項及び本協定に定める事項の履行が不能となったとき。

(2) 本業務及び任意提案事業の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったことにより、甲乙間の信頼関係が破壊されるに至ったとき。

(3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(4) 本業務及び任意提案事業の実施に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。

(5) 破産、その他の債務整理手続の申立て、解散を法令上権限のある機関で決議したとき、又は、第三者によって、かかる申立てがなされたとき。

(6) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

(7) 信用状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(9) 第20条の規定により、甲から契約等の解除を求められた場合において、乙がこれに従わなかつ

たとき。

2 乙は、第1項の規定により、運営パートナーを取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用負担が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

3 甲は、第1項各号に定める場合のほか、運営管理施設の管理上特別の事由があるときは、本協定を解除して運営パートナーを取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、合理的な範囲で甲はこれを賠償しなければならない。

(違約金等)

第60条 甲は、乙が前条第1項のいずれかに該当し、本協定を解除するときは、甲の損害の発生及び損害額の立証を要することなく、保証金の全てを違約金として充当することができる。

2 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、損害賠償の請求を妨げるものではない。

(乙による中途解約)

第61条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して運営パートナーの取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。(一方的な仕様変更又は納付金の増額等、甲から不合理な要求が提示された場合を含む。)

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

(3) その他、乙が運営パートナーの取消しを希望するとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

3 乙は、本業務の運営期間中であっても、本協定を終了させようとする日の8カ月前までに甲に書面で申し入れを行い、甲がそのことを了承した場合は、本協定の全部を解約することができる。ただし、その場合は、乙の承諾なく保証金の全てを違約金として充当するものとする。なお、本項によっても本協定の一部の解約は認めない。

## 第11章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第62条 乙は、本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、会社の合併又は分割を原因とする承継で、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(変更の届出)

第63条 乙は、名称、所在地、代表者及び使用印鑑のいずれかに変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第64条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(関係機関との連絡調整)

第65条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換及び業務の調整を図る連絡会議等を開催する。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

(監査)

第66条 乙は、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項又は第252条の42第1項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第98条第2項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあつて監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

(一時避難場所となった場合の対応)

第67条 津波避難や大規模災害発生時に一時避難場所となった場合、乙は、営業中止等必要な措置を行うとともに、甲が行う避難所の開設及び運営管理に関し必要な協力を行わなければならない。また、この場合における費用負担は甲乙協議の上、定める。

(協定の変更)

第68条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協議)

第69条 甲及び乙は、本協定に定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。本協定の解釈に関して疑義が生じた場合も、また同様とする。

(管轄裁判所)

第70条 本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 堺市堺区熊野町東4-4-20 林ビル5F  
公益財団法人 堺市文化振興財団  
理 事 長 梅 原 利 之

乙